

「江別市水道施設整備事業 伊達屋敷道路配水管布設替工事」落札者決定基準

(評価基準)

第1条 評価基準は、別表のとおりとする。

(評価の方法)

第2条 評価は、評価基準に基づく点数（以下「技術評価点という。」）と入札者の入札価格を基に、次に掲げる除算方式によって行うものとする。

(1) 標準点（100点）に技術評価点を加えたものを、当該入札者の入札価格（消費税相当額を含まない額）で除したものに100万を乗じて得た数値（以下「評価値」という。）

$$\text{評価値} = (\text{標準点 } 100 \text{ 点} + \text{技術評価点}) \div \text{入札価格} \times 1,000,000$$

(2) 評価値は、小数第5位以下切り捨てとする。

(落札者の決定)

第3条 落札者は、次に掲げる要件をすべて満たす者のうち、評価値の最も高いものとする。

(1) 予定価格の制限の範囲内でもって行われた入札であること。

(2) 評価値は、標準点（100点）を予定価格で除したものに100万を乗じて得た数値を下回らないこと。

(3) 江別市水道部低入札価格調査要綱（平成20年7月28日水道事業管理者決裁。）

において準用する江別市低入札価格調査要綱（平成14年11月1日 江別市長決裁。以下「低入札要綱」という。）第4条で規定する調査基準価格を入札価格が下回る場合は、低入札要綱第9条による審査において当該契約の内容に適合した履行がされると認められていること。

(4) その他入札公告等において定めた入札参加資格等をすべて満たしていること。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。